

1 開 会
2 挨 拶
3 議 題

第5次あきる野男女共同参画プランの進捗状況調査について

○ 方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

事業No. 2 「男女平等の視点に立った各種講座等の充実」（生涯学習推進課）

■委員）意見を書かせていただいた。事業内容をみると、「各種講座等の充実」と記載があり、料理教室を開催しているとのことだが、家事は料理だけではない、洗濯と掃除もあるので、洗濯等の教室もやっていたらA評価だったと思う。料理教室のみの実施では弱いため、B評価が妥当だと考える。

■会長）確かに、事業内容に各種講座と書かれているが、行われているのは料理教室だけである。A評価には届かない。

■委員）各種講座と書かれているので、料理教室だけだと弱いと感じる。

■会長）過去に料理教室以外を行ったことはあるか。

事務局）令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の兼ね合いで、積極的な講座開催はできていなかった。去年ミシン講座などもやってはどうかという意見をいただいている。意見については、所管課に伝えており、こういった意見があるということを踏まえて、講座の検討を行っていると思う。市ホームページの記載内容や令和6年度の取組内容から推測すると、現段階では料理教室がメインとなっている。

■委員）評価する時に、参加人数とか開催回数について、この事業実績をみると1回で8人となっていて、各種講座等となった時に、参加人数の増加など、もうちょっと頑張ってもらいたいと思うところが正直なところである。料理教室だけがダメと言っているのではなく、料理教室に力をいれているのであれば、複数回開催をして、参加者が過去の3倍とか、24人とかであれば、そういった観点からの評価ができる。

■会長）私はA評価だったが、意見等を聞いてB評価と感じた。委員の皆さんの意見を踏まえ、評価はBとする。

○ 方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

事業No. 12 「DV防止法」や「ストーカー行為等の規則等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発（生活福祉課）

■会長）意見番号14（生活福祉課）の意見は私が出した。生活福祉課が言う相談窓口は、ネット上ではなく対面上の窓口のことか。

事務局）そのとおりである。窓口での対応である。

■委員）周知については、市ホームページと庁舎及びあきる野ルピアのトイレの個室に市の相談窓口を掲示したということか。

事務局）そのとおりである。評価に当たっては、事業実績に書いてある内容を参考にしてもらえ

ればと思う。

周知方法としては、ここに相談してくださいというメッセージと電話番号が記載してあるのみである。市ホームページでも電話番号のみを載せている。あと加害者の方の目に入らないよう、被害者の方だけが分かるように周知用チラシを公共施設の特定のトイレの扉裏に貼っている。

一般的なDV防止の周知に関しては、企画政策課の方が担当することになるので事業No. 12の下段にあるように広く周知している。生活福祉課と企画政策課で、このような役割分担をさせてもらっている。

委員) トイレの個室への相談窓口の掲示は女性用だけか。

事務局) 男性用・女性用両方に掲示している。DVを男性が受けるケースも想定している。

あきる野市は、他市と違い女性センターという位置付けがない。女性センターを設置している自治体の場合は、女性センターとして相談窓口を載せている場合もあり、広い範囲で相談窓口のお知らせを行っている。あきる野市は窓口対応になるため、周知の仕方によっては、下手をするとDV担当の職員が特定できてしまう。我々も電話対応したことがあるが、加害者とされる方の思いも強く、なんとか情報を聞き出そうとしてくる。場合によっては、担当者に対する加害の恐れもある。職員を守る立場としても、DVの対応職員が誰かと特定されるのは好ましくない。そういったところも配慮しながら、このような方法を取らせてもらっている。

委員) 事業内容が周知啓発を図るだが、その効果がちょっと分かりにくい。DV防止法とかストーカー規制法等に関する法律の認知度合が、現状何%で、取組によって何%に上がったとか分かれば評価しやすい。データとしてあれば分かりやすい。このようなことはやっていないのか。

事務局) 目標においても、周知啓発を図るという取組であり、認知度の向上については把握できていない。

委員) 単純にNo. 12の項目を我々が評価をする時に、取組内容が相談窓口等の周知啓発を行うだから、その周知啓発に取り組むに当たり、今の認知度が何%で、こうなったからとか、上がったとかならAなどの評価をしやすいが、実績が感覚的になってしまっているのも、評価しにくいというのが正直な意見である。それを反映して、次回の市民アンケートとかに文言を組み込んで評価すると良いのではないかと思う。現時点でのこの評価は、難しい。

事務局) 全ての取組に数値目標を設定するのは難しく、今の取組内容で評価をしていただきたい。

現実取り組んでるものから判断してもらい、数値設定については、課題として今後検討させてもらう。

委員) 実績で判断して下さいということか。

事務局) そうなる。取組内容から判断をお願いしたい。

会長) 個人的には、周知啓発という同じ課題がある中で、企画政策課はご自身で評価Bでまだ足りていないと感じている一方で、生活福祉課は評価Aとなっているのは疑問がある。

事務局) 確かに同じNo. 12の項目であるので、評価をBで揃えるのは理解できる。

会長) 評価はBとする。

○ 方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

事業№. 23 「育児・介護休業制度の普及啓発」(商工振興課)

事業№. 24 「パートタイム労働等に関する情報収集及び提供」(商工振興課)

事業№. 25 「労働相談の実施」(商工振興課)

■(委員) 事業№. 23～25を読んで、自己評価のために作文をしているように感じた。年間を通して、実際に色々なことをやっていたのかというところが気になった。年間を通して、努力して結果がどうだったかということに対する評価だと思うが、そのような印象を持てなかった。

■(会長) 実績の内容は、毎年同じような内容か。

事務局) 事務局でも実績の内容を比較したが、■会長が仰る通り、昨年度と変化のない回答になっている。セミナー等を今後どうするのが気になる場所だと思うが、担当部署に確認したところ、セミナー等の人が集まる取組の実施に課題があるようである。今は実施できていないが、課題として認識しながら、今後どうしていくかは検討していきたいとのことである。去年と同じ内容になってしまうが、課題としては捉えている。背景の中に課題があつてどうしていくか、検討はしているとのことである。ただし、取組の実施に繋がるまでは確認が取れていない。

■(委員) 課題が年を追うごとに変化しているならいいが、課題が全く一緒で、取組の切り口も全く同じで、例年似たような内容で進歩が感じられない。一体何をやっていたのかというイメージになる。取組が停滞するならば、目標と切り口を変えてみる、新しいやるべきことが生まれてくるのではないか。

■(会長) 意見番号27の商工会の窓口への事業者へ向けて、直接周知するセミナー等の機会がないということか。

事務局) 商工振興課と事業者との関係性もあり、実施はできていない。

■(会長) 機会がないというのは、セミナーの機会を作れるよう工夫すれば良いのではないかと思う。

事務局) 商工会の方でも検討はしていると思われる。商工会との兼ね合いの中で、実施できた方が良いのではないかと思う。商工振興課は商工会との連携が重要であるので、担当部署だけ何かをやるというのは言えないが、考えはあると聞いている。相手との調整の中で何かできればと模索はしているようである。

■(会長) 業者と関わるのは、商工振興課か。

事務局) そうなる。

■(会長) どう連携していくかが課題だと思うが、そのように具体的に書いてもらい、例えば、セミナーの機会がないので機会を設けるよう努力するなど記載してもらえると良い。

■(委員) 数値目標を掲げていれば、評価しやすい。数値目標を達成できているかできていないかである。

■(会長) 委員は、データを見てA B C Fと判断している。この実績だと、目標にとってのA B C Fの判断が難しい。

■(委員) チラシ配布ということであれば、チラシを何部・何種類配ったかが分かるようにすればよいのではないか。

事務局) 担当部署へ意見を伝える。配布部数が分からなくても、配布したチラシの種類など、取

組度が分かるように記載方法などの工夫をするよう伝える。

■委員) 商工振興課と職員課の2つの取組について、商工振興課は細かいデータなどがなく、担当者の取組が不足しているように感じる。

事務局) 職員課は職員の管理を実際に行っている。一方の商工振興課は、商工振興を中心に、各事業者を支援しているところであり、役割として違いがあるのは事実である。現実的に、商工振興課としてはどのような取組ができるのか、担当部署には話してみる。

■会長) 評価としては、皆さんの疑問点が残るため、事業No. 23、24はBとする。

労働相談の実施について、窓口は、市民課と商工振興課なのか。

事務局) 市民課では、市民相談窓口の部署があり、誰でも相談ができる。商工振興課では、労働に関することについて相談を受けている。商工振興課で受ける相談は国と都の窓口を紹介している。年間の相談件数については1～2件であると聞いている。商工振興課で対応できないトラブルに係る相談は、国や都の相談センターなどを案内している。

■委員) 商工振興課と市民課は同じ目標を掲げているわけではないので、商工振興課と市民課の評価が違っていても問題はないため、評価はBで良いのではないかな。

■会長) これまでの議論の経過を踏まえ評価はBとする。

事業No. 26 「啓発活動の推進」(商工振興課)

■会長) 事業No. 23、24(商工振興課)と同じような内容であるため、評価はBとする。

事業No. 27 「個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実」(指導室)

■委員) 学校によって違うのか、特色があるのか。

事務局) 学習指導要領に基づいている取組であるため、全体的に大きく変わらないと思うが、学校ごとの方針により若干の差異はあると思う。

■委員) 指導要領に基づくとすると評価がBになっているのはなぜか。

事務局) 学習指導要領を基に取組はしているが、教育委員会において、児童・生徒一人一人の目標の差などを考えると、個々への寄り添いが足りていないと考えているため、B評価と記載していると思われる。

■委員) 異なる個々の目標に寄り添うのは非常に困難ではないか。

事務局) 自己評価において、教育委員会としてのもっとこうしたいという部分が出たのかもしれない。

■会長) 自己評価がBであることも踏まえ、Bとする。

事業No. 32 「起業に関する支援」(商工振興課)

■会長) この取組の対象は、女性で起業をしようとしている人か。

事務局) そのとおりである。起業に向けて後押ししているような取組である。

■委員) B i @ S t a (ビスタ)を通じて支援しているのは分かるが、アフターフォローもしているのか。

事務局) 創業5年未満であればサポートを行っていると言っている。

■委員) 5年未満の間に廃業してしまった場合、アフターフォローが足りなかったということになる。そういった起業後のデータ収集はしていないのか。

事務局) 事業内容は、支援するまでである。

■(会長) 事業内容を踏まえ、評価はAとする。

事業No. 36 「ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発」(職員課)

■(会長) 目標には到達していないが、目標に達する見込みで取り組んでいくということで、評価をAにした。

■(委員) この取組は意識啓発を主としているのか。それとも実際に達成するものなのか。

事務局) 業務がある中で、休むわけにはいかないという現実問題もあるが、市の方向性として目標達成に向けて努力中である。

■(会長) 評価はAとする。

○ 方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

事業No. 51 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発」(こども家庭センター)

■(会長) リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、かなり広い概念であるが、正しい情報提供はできているのか。

事務局) リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、女性の体のことなど、非常に幅広い内容を示している。現在の取組は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの一部分であり、全てを伝えられているものではない。

■(委員) リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて聞いたことがなかった。リプロダクティブ・ヘルス／ライツという言葉自体が社会に認知されていない。

事務局) 広い観点から、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ全体の意識啓発をするのは難しい。

■(委員) 例えばキャリアを望む女性が、やむをえず子供を産まない選択をした場合、誰がどう説明するか。売春や望まない妊娠のことなど、概念が広い。誰が広めていくのか。

事務局) 今回の自己評価については、コロナで事業ができなかったから、Bになっている。取組の在り方としては別途検討する。

■(会長) 自己評価を踏まえ、評価はBとする。

事業No. 52 「両親学級の充実」(こども家庭センター)

■(会長) 父親向けのハンドブックの配布はしているのか。

事務局) 市の発行している子育てガイドブックは、妊娠届け、出生届けの際にお渡ししている。

■(会長) 評価はBとする。

その他の意見等

■(委員) 遡りの意見として、意見番号20、事業No. 17に「庁内の関係部署による連絡会の運営」について、DVを行ってしまった加害者に対しての更生プログラムについては、相談窓口があるのか。

事務局) 市では加害者に対する取組は実施していない。国や都でやっているため、相談を受けたら担当部署が案内をしている。加害者更生専用のホームページもあり、そこから、連絡先等も確認ができるようになっている。

4 その他

次回会議では、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業について議論する予定。

5 閉 会